

でございます。御承知のとおり、I.L.O.が批准になりました。地方公務員法の
一部が改正されたわけでございます。公務員法の改正は五月八日に公布
されまして九十日以内に施行しなければならぬという附則がござい
まして、その九十日というのが、大体八月十五日になるわけでございます。この
国際労働機関といたしまして、地方公務員法が改正された要綱の中に第
二十五条第二項でございしますが、議案の参考のところにあります。職員
給与は法律又は条例により特に認められた場合を除き、直接受給者に
支払なければならぬという条項がございします。I.L.O.の批准により
ましていろいろと改正がなされるわけでございしますが、直接に影響を及ぼ
します大きなものは、この項目でございまして、多くのものが、来年の六月
十四日から発効になるわけでございします。たゞいまのところ地方公務員法
に基きまして、われわれの関心をよせるものは、この項目でございまして、現
金で金額給料を支払わなければならぬという事でございまして、何か

いろいろと差引いて支払うては、いけないという事でございしますが、規定されてお
ります所得税とかあるいは町民税というものは、これは差引いてさしつかえ
ないわけでございます。ところが自治大臣より組合との書類の取りかわせ、
条例でそういうものを定める事をさけるという事ではないという取りか
わしがございまして、結局防げないという自治省の見解もあるわけでござ
います。東京都の各市町村の杯子も聞きたがりましたところ、全市町村
とも条例をつくりまして従前通り差引くようでございします。たゞし、ど
ちらにいたしまして、これだけで臨時会を開くという事は………
ほとんど専決で処分するもようでございします。幸いにいたしまして、大
変議員さん方々には御迷惑でございしますが、各校の御同意を願う
ものもございします。福生町では、十分御審議をいたがしまして、改正いた
したいと、このように考えまして、本日提案いたしました次第であります。
労使不介入、運営等うたてまわが、ございまして、組合費等は、差引かな

いのか、たてまえてございますけれども、自治省の見解もございまして、他のいろいろなものは、差引いて支給する事になりますので、従来通り差引くものは引いた方が、よろしいと……ざつくばうんに申しますと、差引かないで、個々に計算いたしますと、事務の時間も制約される問題があると考えまして、この条例の御審議をお願いするわけでございます。細部ににつきましては、担当の総務課長より逐条的に申し上げたいと存じます。よろしくお願いいたします。

一、議長(中西虎蔵君) 総務課長

一、総務課長(大野忠一君) 自席からお許しをいたしまして御説明いたします。

三十七号議案につきましては、たゞいま町長から提案理由を申し上げた通りでございます。従来労働基準法の関係がありまして、一応組合と協定したもののについては検討してもよろしいということで自治法には、給与からのでん引きの規定は、なかったのでございます。それが新しく加わったわ

けでございます。第一条これは現在の給与条例ですが、目的をうたつてあるわけでございます。そこで報給、扶養手当、暫定手当その他諸手当以下管理取手当の給与並びに給与支出についてということと、うたつてあるわけでございますが、これは給与というのを支給とのおししたいということとでございます。この給与はやはり支給という意味であつたわけですが、現在の条例中に支給という条文になつてきたので、ございまして、支給というふうになおしたいということと、ございまして、第二条の次に一、条を加える。これは新しく設けた条項でございまして、給与の差引き支給についてたゞいま町長が申うされましたとおり、職員、給与は現金で全額支払うものが、原則であるということになつておつたわけでございまして、今度条例で認められた場合は、引いてもよろしいという事になつたわけでございます。法又は条例を除くほかという事であり、また、法律で定められたものが、所得税、住民税、共済組合法による納付

金、現在共済組合の方から生活資金、住宅資金が積立てられてありますが、そういうものの返還金、そういうものは規則で共済組合法並びに所得税法等で規定されておりますので、当然引かなければ、ならないものになつております。その他に条例に今まで、実際に引いておつたものを条例化するという事にいたしました。それは、二条の二項でございしますが、前項の規定による条例で、特に認めるものは、次の各号に定めるものとし、その細目は所規則で定める、これが規則の委任の規定でございします。そこでその一としまして、職員が構成する職員団体又は共済組合が規約により運営費にかゝる各負担金等、これは現在所組合費、それから職員組合の組合費又は共済組合費、職員に対して積立ております。その返還金等が細目にあるわけであります。二として、職員及びその被扶養者が行なつてゐる各種預貯金、これは都の共済組合が行なつております貯金それから団体といひますが、銀行等でやつてあります。月掛貯金

旅行貯金等がございします。それから三の職員及びその被扶養者が契約してゐる生命保険の保険料、これもやはり十人以上の加入者がある場合は、団体としての取扱ひとしてあるわけでございします。この中には、簡易保険、日本生命保険、安田生命保険、協栄生命保険、こういうものが現在あります。四として、職員が勤務上必要とする飲食関係の負担金、これは勤務上必要とするものであるということにいたしております。現在差引いておりますのが、お茶代、給食費等があるわけでございします。以上現在七月分まで差引いたものをやはり八月から差引きたいというよう考へ方で、この条例を提案を申し上げたわけで、ございします。で、よろしく、御審議の上、御可決いたしたいと思います。簡単にございしますが、説明にかえさせていただきます。

一議長(中西虎蔵君) これより質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)これにて質疑を終結いたします。おはかりいたします。
議案第三十七号は原案通り決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)御異議なしと認めます。よって議案第三十七号は原案通り可決いたしました。

一議長(中西虎蔵君)日程第四福生町固定資産評価審査委員会委員選任同意について、議案第三十八号を議題に供します。事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

(島田議会事務局長朗読)(省略)

一議長(中西虎蔵君)理事者から提案理由の説明を求めます。町長

(町長石川常太郎君登壇)

一町長(石川常太郎君)議案第三十八号を御説明申し上げます。

福生町固定資産評価審査委員会委員でございすが、現在並本金右

衛門氏、斎藤菊蔵氏並びに田村富十郎氏の三委員でございすが、この八月三十一日に三年の任期がまいります。田村富十郎氏が任期一ぱいになるわけでございすが、田村富十郎氏は甚だ公平な人格者でございまして、最も適任でございしますので、もう一度お願いいたしたく議会側にお預けするわけでございすが、よろしく御審議の上御同意を承りたくお願い申し上げる次第でございします。

一議長(中西虎蔵君)これより質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)これにて、質疑を終結いたします。おはかりいたします。
たゞいま議題となつております議案第三十八号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)御異議なしと認めます。よって議案第三十八号につい

ては、これに同意することに決定いたしました。

一議長(中西虎蔵君) 日程第五 福生町教育委員会委員の選任同意について、議案第三十九号を議題に供します。議会事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

(島田議会事務局長朗読)(省略)

一議長(中西虎蔵君) 理事者から提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 石川常太郎君登壇)

一町長 石川常太郎君) お許しをいただきます。議案第三十九号につきまして御説明申し上げます。福生町教育委員会委員でございしますが、田村利一氏がかねてより辞表をお出しになりまして受理してあつたので、ございしますが、なるべく早い機会に補充いたしたいという考えで、本日の議会に御提案申し上げたわけでございます。故案美知氏は、たゞいま経歴表にありまして通りいろいろの役職を御経験されまして、P.T.

Aの関係もいろいろ経験がありまして、人格、識験から最も適任と考へるわけであります。なお田村利一氏が第四小学校から出ておりましたので、やはり第四小学校の学区内から選んでいただくわけでございます。なにとぞ、よろしくお願いいたします。

一議長(中西虎蔵君) これより質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君) これにて質疑を終結いたします。おはかりいたします。たゞいま議題となっております議案第三十九号については、これに同意するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君) 御異議なしと認めます。よつて議案第三十九号については、これに同意することに決定いたしました。

一十三番(大久保一郎君) 議長

一議長(中西虎蔵君) 十三番

一十三番(大久保一郎君) 十分間の休憩を願います。

一議長(中西虎蔵君) ここで十分間休憩をいたします。

午前九時五十四分休憩

午前十時十六分開議

一議長(中西虎蔵君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一議長(中西虎蔵君) 日程第六契約締結について並びに日程第七契約締結については関連がありますので一括議題に供したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君) 御異議なしと認めます。よつて日程第六契約締結について並びに日程第七契約締結については一括上程にすることを決定いたしました。

福生町議会

一議長(中西虎蔵君) 日程第六契約締結について議案第四十号、日程第七契約締結について議案第四十一号を一括議題に供します。事務局をして議案の朗読をいたさせます。

(野崎議事係長朗読)(省略)

一議長(中西虎蔵君) 理事者から提案理由の説明を求めます。森田助役。

(助役森田幸造君登壇)

一助役(森田幸造君) お許しをいたしまして議案第四十号につきまして御説明を申し上げたいと存じます。本件は町立福生第二小學校の防音改築工事でございます。去る四十年八月十日に入札いたしました。指名業者は参考にございまして通り十社でございしますが一社が不参加で、三回にわたつて入札いたしました。が、左方の予定価格で、ございまして六千百十三万六千円に達しました業者が、ございましてしたので、第三回目の最低入札者であります。浅沼組と予定価格をもちまして契約したいと存じ

まして本件を提案いたしました次第であります。よろしく御審議の上御同意を承りたいと存じます次第でございます。なお議案第四十一号でございますが、町立福生中学校の分校の防音増改築工事でございます。本件に關しましては、第二回目に株式会社田中組が六千七百七十七万円をもちまして落札いたしました。当方の予定価格でございまして、六千七百七十七万五千円よりも安かったわけでございまして、たゞで落札者と契約いたしたいと存じまして御提案申し上げた次第でございます。なお、四十一号でございますが、防衛庁に關する部分が三千六百六十二万五千百十二円、文部省関係が三千六百七十四万八千八百八十八円の二通りに別けられるわけでございまして、よろしく御審議の上御同意のほどをお願い申し上げます。

議長(中西虎蔵君) これより質疑を行います。

十三番(大久保一郎君) 議長

議長(中西虎蔵君) 十三番

十三番(大久保一郎君) 議案第四十号並びに四十一号につきまして、異議ございませんが、特に要望申し上げたいと存じます。いずれにしても四十号並びに四十一号は、国庫補助をあおぐ大きな事業でございますので、この監督につきましては、嚴重なる監督をお願いいたしたく強く御要望いたします。

十四番(塩野鉄之助君) 議長

議長(中西虎蔵君) 十四番

十四番(塩野鉄之助君) 私も大久保議員と同じでございます。四十一号につきまして、前回と同じく田中組に落札しているようでございますが、この工事につきましては、本校と分校の工事につきまして前に落成いたしました時に見ました、田村建設と田中組との工事面におきまして、大きな差はありませんが、多

少の差はあつたように見受けられましたので、特に大久保議員と同じ意見も申し上げますが、立派な学校が、できるような格段の御努力をお願ひ申し上げます。

一議長(中西虎蔵君)これにて質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案第四十号並びに議案第四十一号は原案通り同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)御異議なしと認めます。よつて議案第四十号並びに議案第四十一号は、原案通り同意する事に決定いたしました。

一議長(中西虎蔵君)以上をもつて本日の日程は全部終了いたしました。由会を宣する前に町長から御挨拶を願ひます。

(町長(石川常太郎君登壇))

一町長(石川常太郎君)御挨拶申し上げます。本日第四回福生町議会臨時会

に際しまして御多月中おいでいただきまして、各議案に対しまして、慎重なる御審議をいただき、御議決あるいは御同意をいただきまして、まことにありがとうございます。御注意の数々を守りまして、立派な学校に仕上げたいと思っております。なお議運の委員長から報告された本日衛生組合のりん木処理場の御高覧承るようでございますが、まことにありがとうございます。是非御高覧を承りまして、いろいろ御指導を承りたいと思ひます。本日はまことにありがとうございます。おしました。厚く御礼申し上げます。

一議長(中西虎蔵君)これもちまして、昭和四十年第四回福生町議会臨時会を閉会いたします。御協力大変ありがとうございます。おしました。

午前十時二十八分閉会

右会議の次第は書記市川昭利の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

昭和四十年八月十七日

福生町議会議長

議員

議員

議員

中西 義

川邊 孝

山崎 日

石川 信

義



福財発第 896 号

昭和40年8月5日

殿

監査委員 村 野 喜 平 (印)

上 石 捨 吉 (印)

5 月分例月出納検査実施結果報告

このことについて、つぎのとおり報告いたします。なお、昭和40年度水道事業会計については、4、5月分同時検査ですので、あわせて報告します。

1. 実施日時 昭和40年7月30日 午前9時より午後4時30分

2. 場 所 福生町役場住民相談室

3. 出席者 村 野 喜 平 上 石 捨 吉

4. 検査対象

(1) 昭和39年度福生町一般会計

(2) 昭和39年度福生町国民健康保険特別会計

(3) 昭和39年度福生町と畜場特別会計